

# 議員提案に係る政策的条例一覧

(平成 11 年改選以降～令和 6 年 2 月定例会まで)

番号	条例名	条例の主な内容	提案者	採決定例会 (提案定例会)	議決結果
1	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第 9 条に基づく協力要請に関する条例	周辺事態法に基づき、国から知事等に協力要請があったときに知事は議会を招集し、議会に協力要請の内容を報告の義務化。	信	H11. 9 月定例会 ( 〃 )	否決
2	鳥取県暴走族根絶条例	暴走族根絶に向け、県や県民らの責務などを明示し、施策の基本事項を規定。	自由民主党	H12. 12 月定例会 (H12. 9 月定例会)	可決
3	鳥取県枯松伐採促進条例	枯松の伐採を促進し、豊かな松林を保全するために必要な事項を規定。	自由民主党	H12. 12 月定例会 (H12. 9 月定例会)	可決
4	鳥取県男女共同参画推進条例	基本理念や県、県民らの責務などを定め、総合的・計画的に男女共同参画を推進。	自由民主党、 信、公明党、 社会・住民連合	H12. 12 月定例会 ( 〃 )	可決
5	鳥取県非営利公益活動促進条例	ボランティア活動などの促進のため、基本理念や県、県民らの責務などを規定。	自由民主党、 信、公明党、 住民連合の一部	H13. 9 月定例会 ( 〃 )	可決
6	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例	日野郡に公募住民による会議を設け、県政に関する意見を知事に述べることなど規定。	自由民主党	H14. 6 月定例会 ( 〃 )	可決
7	鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育に関する条例	鳴き声や糞尿による悪臭など周辺住民とのトラブル防止のため多頭飼育を規制。	全議員	H14. 12 月定例会 ( 〃 )	可決
8	鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例	男女共同参画推進員の勧告に対する県の対応の明確化とともに、当該勧告及び県の対応の県議会報告の義務化。	自由民主党、 信、公明党、 住民連合	H15. 12 月定例会 ( 〃 )	可決
9	鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例	人権の侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防に関する措置を講ずることにより、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的。	清風、自由民主党、 信、公明党、 住民連合・社民党	H17. 9 月定例会 ( 〃 )	可決

番号	条例名	条例の主な内容	提案者	採決定例会 (提案定例会)	議決 結果
10	鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	身体障害者等が運転する自動車等に課せられる自動車税については、平成20年度から課税免除の対象から除外し、減免の対象となっていたが、適用を平成23年度まで延長。	総務警察常任委員会	H19.9月定例会 ( 〃 )	可決
11	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	県内のパチンコ店の営業時間を一律に午前9時から午後11時まで規制。	総務警察常任委員会	H20.2月定例会 ( 〃 )	可決
12	鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等を廃止する条例	鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等を廃止する条例及びその停止条例を廃止する。	自由民主党クラブ、自由民主、公明党、共産党、えがりて、きずな	H21.2月定例会 (H20.9月定例会)	審議未了
13	鳥取県地球温暖化対策条例	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める。	地球温暖化対策調査特別委員会	H21.2月定例会 ( 〃 )	可決
14	鳥取県がん対策推進条例	がん対策基本法の趣旨にのっとり、がんの予防及び早期発見を推進するための体制を整備を図ることによりがん罹患し、又はがんが重症化する者を減少させ、及び県民の質の高いがん医療を受けられることにより安心して療養生活を過ごすことができるよう、がん対策の基本となる事項等を定める。	全議員	H22.6月定例会 ( 〃 )	可決
15	鳥取県産業振興条例	産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務、事業者及び支援団体並びに大学等の役割等を明らかにするとともに産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定める。	自由民主党	H23.11定例会 (H23.9定例会)	修正議決

番号	条例名	条例の主な内容	提案者	採決定例会 (提案定例会)	議決 結果
16	鳥取県債権回収計画等に関する条例	県の債権の回収を計画的に行うことにより、その管理の適正化を図るため、県の債権の回収に関する目標を定めた計画の策定等について定める。	議会運営委員会	H25. 2 定例会 ( 〃 )	可決
17	鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例	歯と口腔の健康づくりに関する基本的施策を定め、これを推進することで、歯科疾患の有病率の一層の低下を図り、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与する。	全議員	H25. 11 定例会 ( 〃 )	可決

※上記4、5、6、9の条例については、対案関係にある条例案が提案されているが、最終的に可決されたものを掲載している。